

議第10号

高山市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について

高山市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を次のように制定するものとする。

平成25年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

道路法の改正に伴い市道に設ける案内標識等の寸法を定めるため制定しようとする。

## 高山市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例

### (目的)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定により、市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。以下「案内標識等」という。）の寸法を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「令」という。）に定めるところによる。

### (案内標識等の寸法)

第3条 案内標識等の寸法は、令別表第2に規定する案内標識等の寸法に準じて規則で定める。

2 前項の場合において、日本字に併せて表示するローマ字の大きさが、令別表第2において当該日本字の大きさの10分の7を超えない値とされているときは、これを10分の7の値として定めるものとする。

### (寸法の特例)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、伝統的建造物群保存地区（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第142条の規定により定められた地区をいう。）又は市街地景観保存区域（高山市市街地景観保存条例（昭和47年高山市条例第17号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。）において、市道に案内標識等を設ける場合については、前条第1項の規定により定められた寸法を縮小する必要があるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲内で、当該寸法を縮小することができる。

### 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に設置する案内標識等について適用する。
- 2 この条例の施行の際現に設置している案内標識等の寸法については、なお従前の例による。ただし、当該案内標識等を修繕する場合においては、その修繕の内容及び程度に応じて、この条例に規定する寸法に適合するよう努めるものとする。